

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年10月10日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月24日から同年11月13日まで縦覧に供する。

令和7年10月17日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上池地区	丸亀市産業生活部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 黒嶋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 八幡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 金丸地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 竜王地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中村地区	〃